

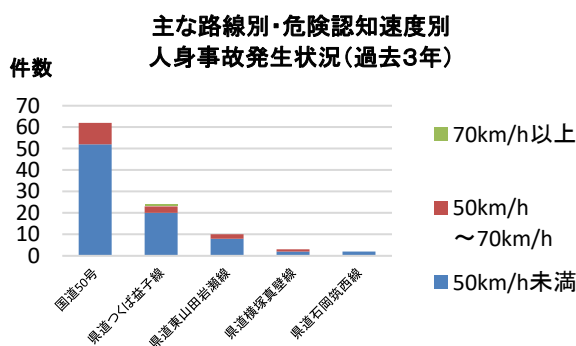
速度取締り指針

桜川警察署の速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道50号	6:00～8:00 12:00～20:00	鍬田地区	60km/h

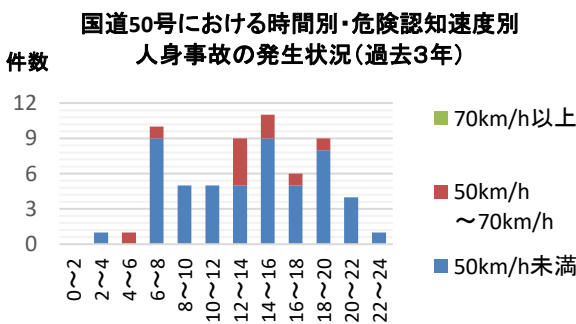
- ★重点以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。
- ★国道50号等の幹線道路は、交通機動隊による取締りを実施します。

桜川警察署管内における交通事故実態



▼ 主な路線別に過去3年の人身交通事故の発生状況と比較すると、国道50号での発生が最も多くなっています。

▼ 国道50号は危険認知速度別に見ても、高速度での事故が多発しています。



▼ 過去3年の国道50号における時間別・危険認知速度別の人身事故発生状況と比較すると、6時～8時、12時～20時の間に高速度での事故が多く発生しています。

～令和8年5月31日現在～

- 桜川警察署管内では、本年2月に県道東山田岩瀬線で死亡事故が1件発生しています。
- 本年、国道50号での人身事故は5件発生し、事故全体の約3割を占めています。

その他の交通指導取締り要点

管内において、飲酒運転取締りを強化しています。国道50号においては、速度取締りのほか、シートベルト、携帯電話使用等の取締りを強化します。市内全域の通学路において横断歩行者等妨害等の取締りを強化し、可搬式オービスを使用しての速度違反取締りも実施します。